

富良野市小中学校  
空調設備及び次世代エネルギー設備導入（リース方式）事業  
公募型プロポーザル 実施要領

## 1 概要、目的等

### (1) 事業名

富良野市小中学校空調設備及び次世代エネルギー設備導入（リース方式）事業  
（以下、「本事業」とする。）

### (2) 目的

富良野市（以下、「市」とする。）では、児童生徒の安全安心な教育環境整備のため、市内の小中学校について計画的に空調設備を導入する予定である。また、令和6年4月に策定した「富良野市脱炭素ロードマップ」において、2050年ゼロカーボンシティ実現に向け、市施設への化石燃料によらないエネルギーへの転換を率先して行うこととしている。

本事業は、適切な工事工程・管理体制、確実な実行性を担保しつつ、リース方式にて環境負荷の低減が図られた空調設備の導入と次世代エネルギー設備導入による電力調達を行い、快適な学習環境と児童生徒のゼロカーボンに対する意識醸成、温室効果ガス排出を抑制することを目的とし、公募型プロポーザルにより価格のみならず調整能力や技術力、実績及び提案内容から評価し、最も優れた事業者を選定するものである。

### (3) 事業方式

本事業の事業方式は、リース方式（フルメンテナンス付）とする。

### (4) 事業期間

工事（準備）期間：契約締結日翌日から令和6年10月31日まで

リース期間：令和6年11月1日から令和24年10月31日

ただし、リース期間は最大18年間とし、期間を短縮することは妨げない。

### (5) リース料

リース料金については、対象施設4校にかかる空調設備設置費、次世代エネルギー設備設置費、増加する電気量に対応する受電設備更新費、定期的な保守経費等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸費用を含めた合計額をリース月数

で除した金額が、当該設備で発電された電力を自家消費することによる電気料金の削減見込みの範囲内となることを目標とすること。ただし、月額リース料及び期間総体金額の上限額を以下のとおりとする。

上限額 月額リース料：4,407,700 円（税込） 期間総体金額：952,063,200 円（税込）

## （6）業務内容

本事業の業務内容は、以下のとおりとする。

### ①設計業務

ア 空調設備の設計業務

イ 次世代エネルギー設備の設計業務

ウ その他付随業務

### ②施工業務

ア 空調設備の施工業務

イ 次世代エネルギー設備の施工業務

ウ その他付随業務

### ③維持管理業務

ア 空調設備の維持管理業務

イ 次世代エネルギー設備の維持管理業務

ウ その他付随業務

### ④その他業務

ア その他仕様書に定める事項の履行に必要な業務

## 2 参加資格

本事業のプロポーザルに参加する事業者は、本事業を遂行するに十分な能力を有する者と、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

### （1）要件

① 企業、NPO法人、その他の法人であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有すること。

② 本事業を円滑に遂行するための経営基盤、必要な経理的基礎、管理能力を有すること。

③ 本事業と類似の事業履行実績として、過去5年度の期間において実績を有すること。

④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- ⑤ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生または再生手続きをしていないこと。
- ⑥ 富良野市暴力団排除条例（平成 26 年 12 月 22 日条例第 28 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- ⑦ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体ではないこと。
- ⑧ 富良野市工事請負契約に係る指名停止の措置を現に受けていないこと。
- ⑨ その他、本事業担当者との打合せを適切に行うことができること。

(2) 複数の事業者で構成される共同企業体で参加する場合

上記「(1) 要件の①から③を共同企業体として満たし、かつ④から⑨の要件を共同企業体のすべての構成事業者が満たしていなければならない。その上で、次の事項に留意すること。

- ① 参加申込書を提出する際に、共同企業体構成届を提出すること。これに基づき、本事業を共同で行うこと。
- ② 代表事業者を定めること。代表事業者及び構成事業者を変更することはできない。
- ③ 1 事業者が複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同企業体に所属しながら自らが単独で参加することはできない。

### 3 全体スケジュール

- (1) 公募開始 令和 6 年 3 月 8 日（金）
- (2) 質疑受付開始 令和 6 年 3 月 8 日（金）
- (3) 現地見学 令和 6 年 3 月 11 日（月）～22 日（金）※別途個別調整
- (4) 質疑受付締切 令和 6 年 3 月 26 日（火）
- (5) 参加表明書締切 令和 6 年 3 月 28 日（木）
- (6) 参加資格審査結果通知 令和 6 年 3 月 29 日（金）
- (7) 質疑回答（ホームページ公開） 令和 6 年 4 月 1 日（月）
- (8) 企画提案書受付開始 令和 6 年 4 月 1 日（月）
- (9) 企画提案書受付締め切り 令和 6 年 4 月 8 日（月）
- (10) 企画提案書類・プレゼンテーション審査 令和 6 年 4 月 12 日（金）※予定
- (11) プレゼンテーション審査結果通知 令和 6 年 4 月 15 日（月）※予定
- (12) 契約締結 令和 6 年 4 月下旬 ※予定
- (13) 工事完了 令和 6 年 10 月 31 日（木）
- (14) 供用開始 令和 6 年 11 月 1 日（金）

※予定については、公告時点の予定であり、変更の可能性がある。  
契約締結日については、候補者と協議の上決定するものとする。

## 4 配布資料

- (1) 実施要領
- (2) 仕様書
- (3) 各種提出様式

## 5 質疑回答及び現地見学

仕様書及び本実施要領等の内容に不明な点がある場合は、質問書（様式1）を提出すること。また、現地見学を希望する場合は、現地見学申込書（様式2）を提出すること。

### (1) 受付（申込）期間

質疑：令和6年3月8日（金）9時～令和6年3月26日（火）17時まで  
見学：令和6年3月11日（月）9時～令和6年3月22日（金）17時まで  
閉庁日（土曜・日曜日・祝日）の受付は行わない。

### (2) 提出先、提出方法

「13 担当窓口」に記載のあるメールアドレスに電子メールにより提出すること。また、提出先に電話で到達確認をすること。（誤送信等により未着の場合には質疑回答を行わない。）

### (3) 質疑回答日

令和6年4月1日（月）

### (4) 質疑回答方法

質疑に対する回答は、質問書を提出した事業者（以下「質問者」とする。）に対し電子メールにて回答する。併せてホームページ上においても公表する。ただし、質問者の競争上の利益、地位を侵すおそれがあると判断した場合には、質問者のみに回答することがある。

### (5) 現地見学日

現地見学申込後、随時回答する。市と事前協議した日時に見学すること。  
・教育委員会職員と同行すること。  
授業等に支障の無いように実施すること。

- ・ 職員の指示に従うこと。
- ・ 資料等、現地調査に必要なものは自ら準備すること。
- ・ カメラ撮影は可能とするが、児童生徒、来客者などが映らないように撮影すること。
- ・ 現地見学において、本事業に関する質疑は受けない。

## 6 参加意思表示

### (1) 提出書類

- ①参加表明書（様式 3-1）
- ②共同企業体構成届（様式 3-2） ※該当の場合のみ
- ③会社概要書（様式 3-3）
- ④業務実績調書（様式 3-4）
- ⑤納税証明書（その 3 の 3） ※取得から 3 か月以内の写し
- ⑥履歴事項全部証明書 ※取得から 3 か月以内の写し

### (2) 受付期間

令和 6 年 3 月 8 日（金）～令和 6 年 3 月 28 日（木） 17 時必着

### (3) 参加表明書提出先、提出方法

上記の期日までに持参（土日祝日を除く）または簡易書留郵便、メールにより市へ提出（提出先は「13. 担当窓口」に記載）。持参する場合は、持参する旨の事前連絡を「13. 担当窓口」に電話連絡することとし、提出時の企画提案内容等の説明は受け付けない。また、郵送する場合も受付期間内に必着、メールは受信完了とし、受付期間内に電話により到着、受信状況の確認をすること。なお、市は郵送事故等により提出期限までに届かない場合の責任は負わない。

## 7 企画提案書

### (1) 提出書類

- ①企画提案書提出届（様式 4-1）
- ②企画提案書（任意様式）
- ③価格提案書（様式 4-2）

ア 企画提案書及び価格提案書は別紙仕様書の内容を踏まえた内容で作成すること。

イ 企画提案書は、審査会の際に評価しやすいよう「9 審査及び審査項目の（5）審査項目の小項目（見積金額を除く）」に合わせて内容をまとめること。また、項目にはない独自提案があれば別途記載すること。

ウ 使用する文字の大きさは 10 ポイント以上とする。  
エ カラー刷り、写真・絵・図・表等の挿入は可とする。  
オ 提出後の記載内容の変更及び差し替えは不可とする。  
カ 日本語で作成した上、ページ番号を付する。

(2) 提出部数

正本 1 部及び副本 6 部（副本は複写可） 計 7 部

(3) 受付期間

令和 6 年 4 月 1 日（月）～令和 6 年 4 月 8 日（月） 17 時必着

(4) 提出先

上記の期日までに持参（土日祝日を除く）または簡易書留郵便・レターパックプラスにより市へ提出（提出先は「13 担当窓口」に記載）。持参する場合は、持参する旨の事前連絡を「13 担当窓口」に電話連絡することとし、提出時の企画提案内容等の説明は受け付けない。また、郵送する場合も受付期間内に必着とし、受付期間内に電話により到着の確認をすること。なお、市は郵送事故等により提出期限までに届かない場合の責任を負わない。

(5) 提出書類の取扱い

- ①提出された書類は返却しない。また、参加者に無断で本事業の選定以外に使用しない。
- ②提出された書類は、プロポーザル審査のために複製を作成することがある。また、市が必要と認めた場合は提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- ③提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則としてプロポーザル参加者が負うものとする。
- ④契約事業者は提案書の内容を確実に履行すること。契約事業者の責により提案書の内容を履行できない場合は市と協議し同等の対応を行うこと。なお、提案書の履行状況が悪質と認められる場合は契約を解除し損害賠償の請求を行うことがある。
- ⑤提案書の提出は、1 事業者につき 1 案とする。

(6) 法令等の遵守

提案にあたっては、事前に参加者の責任において関係法令等を確認すること。なお、契約後、事業実施時における法令適合のリスクは、事業者に属することとする。

## (7) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格になる。

- ①提出方法、提出場所、提出期限に適合しないもの。
- ②記載すべき事項の全部が記載されていないもの。
- ③虚偽の内容が記載されているもの。
- ④審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの。
- ⑤参加資格を満たさないことが判明したとき。
- ⑥予定金額の上限金額をこえるとき
- ⑦その他、企画提案書等の提出に際して不正な行為があったとき又はこの募集要領に定める手続きによらなかったとき。
- ⑧事業者選定前までに、審査委員と本事業に関して接触を持ち又は持とうとした応募者は、失格とする。

## (8) 辞退の方法

参加書類を提出した後に辞退するときは、辞退届（様式5）を郵送又は持参により提出すること。

# 8 プレゼンテーション

## (1) 日時、場所

日時：令和6年4月12日（金）13時～（予定）

場所：富良野市複合庁舎 1階会議室A

※上記日時、場所は、予定であり変更となる可能性がある。

なお、確定した日時、場所については、参加資格審査を通過した参加者に個別に通知する。

## (2) 留意事項

- ①企画提案書に基づく参加者からの説明（30分以内）を行った後、質疑応答を行う。プレゼンテーション全体の時間は、各グループ45分程度とする。
- ②プレゼンテーション当日の参加人数は5名以内とする。
- ③説明にあたっては、事前に提出した企画提案書により行うこと。
- ④パワーポイントの使用は可能とする、市ではスクリーン・プロジェクターを用意する。それ以外の必要な設備については、事業者にて用意すること。
- ⑤参加時に提出した企画提案書の内容に係る修正は認めない。

## 9 審査及び審査項目

### (1) プロポーザル審査会

契約候補者の選定は、富良野市小中学校空調設備及び次世代エネルギー設備導入（リース方式）プロポーザル審査会」とする。）において行う。

### (2) 参加資格審査

事務局は提出された「6 参加意思表示」記載書類を確認し、参加資格要件を有しているか審査する。

### (3) プレゼンテーション審査

参加資格審査を通過した参加者は、プレゼンテーション審査を行う。

審査会は、提出された企画提案書、プレゼンテーション及びそれに関する質疑内容等について審査項目に基づき評価を行う。

### (4) 最優秀提案者の選定

プレゼンテーション審査により、業務遂行能力、業務計画内容、価格等を総合的に評価し、評価点がもっとも高い参加者を最優秀提案者として選定する。

ただし、もっとも高い点数であっても 60 点以上でなければ、最優秀提案者として選定しない。

### (5) 審査項目

項目と配点は以下のとおりである。

大項目	小項目	評価の視点	配点		様式
実績等 評価	同種・ 類似 業務の 実績	①財務状況等について、資金調達に問題ないか。(経常利益・自己資本比率等) ②事業者は、過去5年度以内に同種・類似業務の導入実績を有しており、十分な実施能力があるか。	5	10	任意 様式
	業務実 施体制	①事業者、その他構成員の配置が適切であるか。 ②本事業を円滑に遂行できる体制が構築されているか。 ③事業実施中に発生するリスクについて、対応できる提案となっているか。	5		任意 様式

技術評価	業務フロー・スケジュール	<p>①設計施工について適切な業務フローが提案されているか。</p> <p>②早期に工事を完了させるための工程上の工夫があり、かつ、具体的に提案されているか。</p> <p>③市業務に支障、影響が少ない工程が提案されているか。</p>	5	40	任意様式
	設計業務の実施方針	<p>○空調設備及び次世代エネルギー設備について</p> <p>①必要な機能や安全性を満たすための適切な設計方針が示されているか。</p> <p>②イニシャルコストの妥当性が担保されるための適切な設計方針が示されているか。</p> <p>③施設環境及び環境性能の向上を実現するための導入計画が具体的に提案されているか。</p> <p>④本事業を効率的かつ効果的に実施するための具体的な提案があるか。</p> <p>⑤ランニングコストの低減に関する考え方があるか</p> <p>⑥温室効果ガス排出を抑制する具体的な提案があるか。</p> <p>⑦先進的な取組となるような提案があるか。</p> <p>⑧その他、導入効果を高めるような提案があるか。</p>	10		
	施工業務の実施方針	<p>○空調設備及び次世代エネルギー設備について</p> <p>①工期を厳守し、品質・安全を確保するための適切な施工方法が提案されているか。</p> <p>②児童生徒・施設利用者に対する安全管理、近隣に対する環境配慮について、適切な方法が提案されているか。</p> <p>③施工時における他工事との調整や緊急時のなどの対応の提案があるか。市への報告、調整方法について適切な方法が提案されているか。</p> <p>④温室効果ガス排出を抑制する具体的な提案があるか。</p> <p>⑤その他、施工における独自提案があるか。</p>	10		

	維持管理業務の実施方針	<p>○空調設備及び次世代エネルギー設備について</p> <p>①設備の維持管理業務にあたって、児童生徒・施設利用者、近隣に対する安全対策等が図られている提案があるか。</p> <p>②設備の維持管理業務にあたって、児童生徒・施設利用者への支障の少ない作業方法の提案があるか。</p> <p>③故障時の対応について提案があるか。</p> <p>④温室効果ガスの排出を抑制するための具体的な提案があるか。</p> <p>⑤その他の独自提案があるか。</p>	15		
提案評価	導入機種・設備の評価	<p>○空調設備及び次世代エネルギー設備について</p> <p>①先進的な技術や温室効果ガスの排出が抑制された設備等を導入する提案か。</p> <p>②空調設備について、効率的な冷暖房が可能な提案となっているか。</p> <p>③次世代エネルギー設備について、電力料等のランニングコスト低減に繋がる提案となっているか。</p> <p>④その他有用有益な機能等の提案があるか。</p>	30	35	任意様式
	市内事業者の活用等	<p>①市内事業者の活用について具体的な提案があるか。</p> <p>②その他仕様書に定める事項の履行に必要となる業務で本市にとって有益となる提案があるか。</p>	5		
価格評価	見積金額	<p>①見積金額は妥当か。</p> <p>②リース期間は妥当か。</p>	15	15	様式4-2

## 10 審査結果について

プレゼンテーション審査の審査結果を、決定後速やかに文書で通知する。また、ホームページ上においても審査結果を公表する。なお、選考の理由、結果に対する問い合わせ、異議等については一切応じない。

## 11 契約手続きについて

### (1) 随意契約の見積書徴取相手先の特定

最優秀提案者と協議のうえ提案内容を踏まえた仕様書を作成し、協議が整った後、速やかに契約を締結する。なお、最優秀提案者と下記のいずれかに該当し、協議が整わない場合は、次順位の提案者と同様の協議を行うことがある。

- ①最優秀提案者が、地方自治法施行令第167条の4に規定に該当する。
- ②最優秀提案者が、破産法による破産手続開始の申立て、会社更生法及び民事再生法による再生または再生手続きの対象となった。
- ③最優秀提案者が、富良野市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員に該当する。
- ④最優秀提案者が、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体であった。
- ⑤最優秀提案者が、市から指名停止の措置を受けている。
- ⑥最優秀提案者が、本事業契約の締結を辞退した。
- ⑦その他の理由により、最優秀者と本事業の締結が不可能となった。
- ⑧最優秀提案者が全額出資する特別目的会社（SPC）が、本事業契約者となることは妨げない。

### (2) 契約金額

実施要領1（5）リース料に示す通りとする

### (3) 事業の仕様及び実施条件

- ① 本事業の仕様については、最優秀提案者の提出書類等に記載された内容を加味し、富良野市において定める。
- ② 企画提案関係書類に記載した主たる担当者は、特別の理由により市がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

### (4) 非特定理由に関する事項

- ① 見積書徴取の相手先として特定されなかった事業者に対しては、特定されなかった旨を、富良野市長が書面（非特定通知書）で通知する。
- ② 審査結果についての異議申し立てはできないものとする。

## 12 その他

### (1) 費用負担について

提出書類等の作成及び書類・プレゼンテーション審査に際して必要となる費用は、企画提案書等の提出者の負担とする。

### (2) 参加辞退について

プロポーザル参加を辞退した場合、審査結果通知前までに辞退した場合であっても、これを理由として今後不利益な取扱いをすることはしない。

### (3) 情報公開について

本件に係る情報公開請求があった場合には、富良野市情報公開条例（平成12年条例第1号）に基づき、提出書類を公開することがある。

### (4) その他について

本事業契約の締結ののち、検討すべき事項が生じた場合は別途協議する。

## 13 担当窓口

富良野市 教育委員会 教育振興課 管理係（富良野市複合庁舎2階）

〒076-8555 北海道富良野市弥生町1番1号

電話：0167-39-2320 FAX：0167-23-3528

E-mail：gkanri@city.furano.hokkaido.jp